

評価結果報告書

適用基準:

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」
平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

評価対象施設名称	ひろさわ保育園					運営主体	社会福祉法人なかよし会								
定員	120	人	年齢別 定員	0歳 12	1歳 20	2歳 20	3歳 20	4歳 23	5歳 25						
代表者氏名/役職	園長	小笠原 やよい					職員数	50	人	うち常勤 保育士	14	人	その他	36	人
施設所在地	埼玉県和光市広沢1-2							TEL/FAX	048-461-1043 / 048-467-1086						
								e-mail	hirosawa@mbjnc.ne.jp						

評価機関名称	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構													
評価担当者氏名	小出 正治			橋元 洋			渡部 史朗							
利用者調査実施期間	20	年	12	月	15	日	～	20	年	12	月	26	日	
施設自己評価 実施期間	20	年	1	月	5	日	～	21	年	1	月	13	日	
訪問調査実施日	21	年	3	月	9	日								
評価結果合議実施日	21	年	3	月	17	日	評価結果提出日		21	年	3	月	31	日

貴園について実施いたしました第三者評価業務につきまして、その評価結果を別添の通りまとめさせていただきましたので、ご検収下さいませ。

貴法人よりご報告いただきました当園の評価結果につきまして、報告書を受理し、内容に同意いたしました。

21 年 3 月 31 日

年 月 日

社会福祉法人なかよし会 御中

施設名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

印

代表者氏名

印

- 生活の場に相応しい環境とする取り組みとして、0～2歳児クラスでは加配保育士を配置するなど、子どもの安定に向けて努めています。0歳クラスはサンルームを利用したり、1歳以上児では職員の個別対応や兄弟児との接触などで情緒の安定を図る工夫がなされており、部屋の環境設定については、基本的に食事スペースと遊ぶ・寝るのスペースを区分して環境を設定しています。
- 幼児クラスでは毎月一つは製作作品を作るようクラスで話し合い、子どもが自由な発想のもとで製作を楽しめるよう工夫しています。玩具や材料の棚は、安全なものを置くといい配慮のもと、子どもの手の届く高さに棚を設え、ロッカーの引き出しなども子どもが自分で使えるよう配慮するなどして、自発的に製作遊びに取り組めるよう配慮がなされています。
- 地域事業「あそぼう会」「ひだまりっこ」利用者へのアンケートによって地域のニーズを把握し、メニューに反映させるとともに、法人内の研修や法人運営の子育て支援センターとの合同会議の実施など、地域ニーズの把握と活用、法人の体制を活用した人材育成や実態把握を行う仕組みが整備されています。
- 保健衛生に係る基本事項を体系立てた「ひろさわ保育園での保健業務」を定めるとともに、関係するマニュアル、各種の健診、記録、事務手続、保健活動(学習、保健だより等)をそれぞれ整備し、保健衛生に係る一連の活動を職員が理解・運用しやすい構成で実施しようとする姿勢がうかがえます。

さらなる向上に向けて改善が望まれる点(評価結果をふまえた総合的な課題)

- クラス会議にて計画策定について内容や配慮事項、改善すべき点などの検討を行っているものの、月間指導計画や週案を変更した際の記録や、変更した計画の実施状況が確認できる計画の管理について改善を期待します。あわせて、週案の評価反省や計画変更による月案の改定や、月案の評価反省の結果に伴う年間指導計画の改定といったPDCAサイクルの確実な取り組みは、今後の改善が期待されます。
- 守秘義務については、就業規則や関係マニュアルに具体的にルールが定められ、職員との就業時の誓約も取り交わしています。ただし、保育室の職員用デスク上の書類等や連絡帳など、保育現場における一部の情報の取り扱いに関しては、個人情報やプライバシーの保護の観点からルールの検証と徹底が望まれる点も見られており、それらを含めた情報の利用の目的やルールに関する保護者との意思確認の仕組みとともに、今後の検討が期待されます。
- 調理については「大量調理施設衛生管理マニュアル」「ひろさわ保育園調理作業マニュアル」を整備していますが、現場での衛生管理に関する責任の所在が明らかでなく、また実施内容やその履歴を目に見える記録で残す上で、各種点検チェック表等の整備が期待されます。

評価結果報告書	施設名称 ひろさわ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	--------------	------	--

I 発達援助の基本			
I-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価			
<p>I-1-1(1) 保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。(42)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。</p> <p>b) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。</p> <p>c) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。</p> <p>d) 保育理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 247 1090 544">評価</td> <td data-bbox="1090 247 1182 544">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-1-1(2) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。(1)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。</p> <p>b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。</p> <p>c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。</p> <p>d) 保育計画が作成されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 544 1090 879">評価</td> <td data-bbox="1090 544 1182 879">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
<p>I-1-6) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。(43)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に含め、周知を図るための取り組みを行っている。</p> <p>b) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。</p> <p>c) 保育理念および基本方針について、職員に周知を図る取り組みを行っているが、保護者、関係者には行っていない。</p> <p>d) 保育理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれにも周知するための取り組みを行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 879 1090 1182">評価</td> <td data-bbox="1090 879 1182 1182">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>園のめざすものとして「保育理念」「園目標」「保育目標」があり、園パンフレット、入園のしおり、和光市保育園案内にそれぞれ掲載されている。また市のホームページに「保育目標」を掲載している。玄関ホールの来園者の目につく場所に「保育理念」「保育方針」「保育目標」を記載した額を掲示し、各クラスにも掲示。保護者には入園時に「入園のしおり」による説明を行う。職員向けには事務室に掲示している他、面接時及び採用決定後に口頭で伝え、確認しており、入園説明会には常勤・非常勤を問わず担任を持っている職員は出席しているとの説明があった。短時間パート職員には入職時のオリエンテーションで理念等についてもふれているとのことである。パンフレットは来園者、見学者等にも希望があれば配付している。</p>
<p>保育指針に準拠した「保育計画書」を年齢毎に策定している。年齢ごとに「発達の特徴」「ねらい」「経験内容」「保育士の配慮」を明記しているが、特に0歳から2歳児までの計画については、月齢による発達の順序性や成長差異が計画書そのものからは読み取れず、保育計画の活用による年間指導計画への反映などにも一部に課題があることから、月齢や年齢の流れに沿った活用しやすい計画書のあり方について検討を期待する。また地域の実態や保護者の意向なども必要に応じて考慮するなど、園の実状に即した内容とすることも、あわせて期待したい。</p>
<p>「保育理念」「園目標」「保育目標」など園のめざすものや思いを地域・関係機関等に伝える手段としては、現状では主に入園を目的とした方々向けの場所・媒体(市役所・ホームページ等)の活用にとどまっており、より積極的な取り組みも検討を期待したい。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>保育所保育指針の改訂に伴い、平成21年度より保育課程を作成した。</p>
<p>保育理念や基本方針など園のめざすものや思いを今後は地域・関係機関に足を運び積極的な取り組みをしていこうと考えています。</p>

評価結果報告書	施設名称 ひろさわ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	--------------	------	--

I 発達援助の基本			
I-1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価			
<p>I-1-1(3) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。(2)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。</p> <p>b) -</p> <p>c) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。</p> <p>d) 定期的な指導計画の評価を行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 395 1093 545">評価</td> <td data-bbox="1093 395 1182 545">b</td> </tr> </table>	評価	b
評価	b		
<p>I-1-1(4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。(45)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。</p> <p>d) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 692 1093 842">評価</td> <td data-bbox="1093 692 1182 842">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-1-1(5) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。(44)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 定例会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行って、結果が次回の計画に反映されている。</p> <p>b) 定例会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。</p> <p>c) 定例会議を含め、年間を通じて職員から意見を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っていない。</p> <p>d) 定例会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 1027 1093 1184">評価</td> <td data-bbox="1093 1027 1182 1184">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-1-1(6) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。(44)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 定例会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行って、結果が次回の計画に反映されている。</p> <p>b) 定例会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。</p> <p>c) 定例会議を含め、年間を通じて職員から意見を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っていない。</p> <p>d) 定例会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 1347 1093 1481">評価</td> <td data-bbox="1093 1347 1182 1481">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>クラス別に年間指導計画を策定し、0~2歳は月齢に応じて子どもの成長の姿や発達過程を表記し、2歳児からは発達過程に加えて年間4期のねらいや内容などを策定している。年間指導計画は、0~2歳児は個人別指導計画に子どもの姿と保育士の関わりなどを立案し、1ヶ月の行動予定(カレンダー式)を策定して1ヶ月の評価・反省を記録している。3歳以上児は子どもの姿やねらい、保育内容、配慮などを立案、月次の家庭との連携や評価改善の視点、反省を記録している。これに伴い、クラス会議にて計画策定について内容や配慮事項、改善すべき点などの検討を行って、前月の評価や反省を一定程度は反映して次月指導計画の「ねらい」を策定し、週案も策定して具体的な保育内容等について立案し、実践後は週毎の反省も記録しているが、計画を変更した際の記録や、変更した計画の実施状況が確認できる計画の管理については改善を期待する。あわせて、週案の評価反省や計画変更による月案の改定や、月案の評価反省や変更に伴う年間指導計画の改定といった取り組みは、今後の改善が期待される。その検討された内容の各計画への反映はクラスによってばらばらなので、今後は明確な反映が期待される。</p>
<p>定められた項目等による園全体での自己評価は実施していないが、毎月の各クラス会議で指導計画の評価・反省や保育内容に関する振り返りを行っている他、幼児・幼児の各会議、職員会議において、それぞれ各クラスの状況報告とともに、「職員会議問題提起・提案書」によって職員から提起されたテーマ等に基づき、行事や保育内容に関する検討を行って、現場での改善に活かしている。また職員会議では半期に1回、各クラス及び各部・係の反省と次期に向けた検討を行う機会を設けている。</p> <p>さらに法人の取り組みとして、入職3年未満の職員は一週間自身の担当以外のクラス(乳児クラス担当は幼児クラスに、など)に入り、その最後に一時間の自身で立案した設定保育を実践し、他の職員を交えて反省を行う取り組みを実施している。取り組みが具体的に次の計画等へどのように活かされているかの検証はしていないが、明らかに本人の自信につながっていることは感じられる、とのコメントがあった。また人材育成の一環として、法人が経営している支援センターと合同のプロジェクトチームを設置し、法人としての運営面・保育実践面の強み・弱みを洗い出す取り組みを行っている</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>今回の第三者評価にて書類に統一性がないことを指摘された。統一性のある保育計画を作成し、平成21年度よりスタートした。今後見直しの必要がある時は、年度途中であってもその都度改定していきたい。</p>
<p>評価で指摘をもらった所は、すでに話し合いをし平成21年度4月より行っています。さらなる向上を目指し頑張ります。</p>

評価結果報告書	施設名称 ひろさわ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	--------------	------	--

I 発達援助の基本

I-2 保育のための環境

I-2-1(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。(12)

【判断基準】

- ア 採光に配慮している。
- イ 換気に配慮している。
- ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
- エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折清掃し、不快なおいがないようにしている。
- オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
- カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。

【総合判断基準】

a.よく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。

評価	a
----	---

I-2-1(3) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。(13)

【判断基準】

- ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。【0～2歳児】
- イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。【0～1歳児】
- エ 食事のための空間が確保されている。
- オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。
- カ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。
- キ 屋外での活動の場が確保されている。

【総合判断基準】

a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。

評価	a
----	---

I-2-1(4) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(23)

【判断基準】

- ア 好きなことをしてくつろげる空間や遊具がある。
- イ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。
- ウ 一人一人の子どもに要求に応じて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。
- エ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。
- オ 子ども状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。

【総合判断基準】

a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。

評価	a
----	---

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

全クラスに湿温計を設置、加湿器や濡れタオルの使用で乾燥を防ぐなど工夫している。採光は照明調節とカーテンにて行い、0歳児では蛍光灯の光を柔らかくするため、布を使って蛍光灯を直視しないで済むよう工夫している。換気は適宜行い、布団などを敷く際は窓を開けて作業している。清掃や衛生管理は「衛生マニュアル」にて使う薬剤や清掃管理方法などについて定め、トイレや手洗い場などを一日2回清掃、チェック表にて管理や記録を行っている。毎日食後などに消毒剤で床清掃を行い、共用部分は毎朝清掃を行う他、子どもの当番活動としておやつ後に雑巾がけなども行っている。ただし、一部に定められたルールの管理がなされていない場面も確認されたことから、今後は実施状況の管理や指導の仕組みの確立を期待する。砂場は抗菌性の砂を使用して定期的に補充、ネット使用や消毒剤散布により衛生を保っている。職員間で保健部が組織され、衛生マニュアルの点検や見直しなどについて検討している他、クラス会議にて改善すべき点などの検討を行っている。

0～2歳児クラスでは加配保育士を配置、また0歳クラスはサンルームを利用、1歳以上児では職員の個別対応や兄弟児との接触などで情緒の安定に配慮。環境設定については、基本的に食べる・遊ぶ・寝るのスペースを区分し、幼児クラスは子どもの製作物を壁面に展示、時には散歩で拾ってきた自然物を使って製作や装飾を行っている。眠くなった時や体調が悪い時などには、0歳児はサンルームや囲いのあるスペースを利用、1歳以上では職員が個別に対応している。また0・1歳児では「生活表」や連絡帳にて家庭での状況などを把握、配慮や睡眠時間などに個別の配慮を行っている。睡眠前などには穏やかな音楽をかけたり、音の大きさなどについて子どもが驚かないよう配慮するなど、会議等で職員に指導しているとのことであったが、後日の再確認や共通理解・周知のため、指導や話し合いの記録を残されたい。屋外活動としての場としては園庭があり、0歳児には園庭に仕切りを設けて専用園庭を確保して安全に遊べるよう配慮をしている。園庭での運動や遊びの他、近隣公園などへの散歩にも出かけている。

延長保育は18時からとなっており、19時からの異年齢(0～5歳児)の集合保育の形態を取って4歳児の部屋で過ごすまでは、17時以降、0歳児はそのままのクラスで、1～2歳児は18時に食事(軽食・夜食)が始まるまでは1歳児の部屋で、3～5歳児は18時20分に食事(同)が始まるまでは5歳児の部屋で、それぞれ合同保育の形で過ごしている。いずれも食事は4歳児の部屋で摂っている。子ども達が自由に過ごせるための配慮として、担任保育士の配慮で他クラスから玩具や遊び道具を持ち寄りコーナーを作るなど工夫している。情報伝達のために毎朝の朝礼を行い情報の共有を図るとともに、「早遅連絡ノート」に記載して周知している。また同ノートで遅番に引継ぎ、保護者への情報の伝達漏れがないようにしている。

評価結果をふまえた園のコメント

環境面での確認や共通理解、周知を記録等に取り、子どもたちが安心して過ごせる環境作りをこれからも目指します。

I 発達援助の基本	
I-2 保育のための環境	
I-2-2 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。(52)	
【判断基準】	
a) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。	
b) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルまたは確立された手順によって、概ね適切に実施されている。	
c) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはあるが、適切に実施されていない。	
d) 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施されておらず、そのためのマニュアルもない。	
評価	b

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
調理場については「大量調理施設衛生管理マニュアル」「ひろさわ保育園調理作業マニュアル」「給食従事者の心得」で、衛生管理に係る事項と、各種の衛生管理点検表(調理施設、従事者等、原材料の取扱い等)を定めているが、日々の点検確認の記録は、「給食日誌」に定める使用水、調理従事者点検表(体調、化膿創、清潔等)にとどまっておらず、調理に係る衛生管理、調理室・機器・器具等の清掃、洗浄・消毒等は調理業務従事者の判断に委ねられているとの説明があった。衛生管理における組織内での責任の所在を明確にするとともに、マニュアルに定める各種の衛生管理点検表の整備と実施を期待する。なお調理に関わる職員が感染源となるのを防ぐため、関係職員は月2回腸内細菌検査を受けている。
衛生管理については「衛生マニュアル」を整備し、保育士の日常的な配慮、実践事項(手洗い・消毒・清潔など)、園児の日常的な健康管理、生活習慣(つめ・手洗い・タオル)、係る事項として環境衛生に使用する薬剤の特定、用途別用法を明示し、場所(保育室・トイレ・調乳室・沐浴設備・プール・手洗い場等)、状況(汚物・吐物・おもらし等)に応じた消毒方法、調理保育時の衛生管理などを詳細に定め、職員に周知して実施している。トイレの清掃・消毒については衛生チェック表に基づき行っている。また、日中の職員による対応に加え、園舎内の清掃を外部業者に委託しており(土曜日を除く毎日、17時から)、トイレ等の水周りについては事業者のマニュアルに従っても実施されている。
調乳室には調乳に関する衛生管理マニュアルを掲示するとともに、早番・遅番・土曜日職員への作業等の確認手順を、沐浴室にも同様の主旨に基づき、マニュアルを掲示して周知の徹底を図っている。ただし、1歳児におけるおむつ交換の場面において、一部手順の不徹底が観察されており、衛生上の観点から、さらなる配慮が望まれる。

評価結果をふまえた園のコメント
指摘を受けた事項については、今後見直しをし必要があるものは、整備していこうと考えている。
指摘事項、おむつ交換の手順に関して、マニュアルを再度確認し職員に徹底していく。

I 発達援助の基本			
I-2 保育のための環境			
<p>I-2-5) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。(16)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。 イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。 エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</p> <p>【総合判断基準】 a.環境がよく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">評価</td> <td style="text-align: center; width: 30%;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-2-6) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。(18)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。 イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。 ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。 エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。 オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。 カ 絵本の読みかせや紙芝居などを積極的に取り入れている。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.どちらかといえば配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 30%;">評価</td> <td style="text-align: center; width: 30%;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>子どもが自発的に活動できる環境づくりについて、保育日程表によって自由遊びなどの時間が確保され、クラス会議を設けて環境の検討や子どもの成長に適した玩具について検討している。また製作に関しては幼児クラスでは毎月一つは作品を作るようクラスで話し合い、子どもが自由な発想のもとで製作を楽しめるよう工夫している。玩具や材料の棚は、安全なものを置くという配慮のもと、子どもの手の届く高さに棚を設え、ロッカーの引き出しなども、子どもが自分で使えるよう配慮するなどして、自発的に遊びや着替えを行える配慮をしている。子どもの遊びのコーナーは、クラスでは子どもの状況に合わせて机や椅子を使って遊ぶコーナーや常設のおままごとコーナーを設えるなどの工夫が見られる。</p> <p>さまざまな表現活動が自由に体験できる配慮として、クラスごとの保育日程によって「朝の会」が定められ、絵本の読み聞かせやリズム遊び、季節の歌などに取り組んでいる。また全クラスでリミックを行って、発表会等の練習などで楽器遊び(音遊び)にも取り組み、1歳児から歌や楽器演奏を発表する機会を設け、手作り楽器などの製作にも取り組んでいる。3歳以上児は個別のお道具箱や粘土があり、手の届く場所にいつでも使えるように置いてあり、子どもの作品は、季節の壁面装飾に活用されて作品展示となっていたり、年長児は卒園に向けた取り組みとしてクラス名盤の製作遊びにも取り組んだりしている。その他、読み聞かせをしたり、絵本のコーナーが1歳から常設され、身近に絵本とふれ合い、いつでも自由に読めるよう環境設定されるなどの工夫が見られた。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>これからも、子どもたちの自由な発想や意識を伸ばしてあげられる様、環境整備を今以上のものにしていこうと思います。</p>

I 発達援助の基本	
I-3 保育サービス(ベーシック)	
I-3-(1) 身近な自然や社会と関わるような取り組みがされている。(17)	
【判断基準】 ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。 イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。 ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。 エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。	
【総合判断基準】 a.よく取り組みがなされている。 b.概ね取り組みがなされている。 c.取り組みが不十分である。 d.取り組みがなされていない。 (ア・イについては地域性を考慮し、施設の状況に応じた取り組みがなされていれば可とする)	評価 a
I-3-(2) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。(19)	
【判断基準】 ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。 イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。 ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。 オ 異年齢の子どもの交流が行われている。	
【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。	評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>身近な自然と関わるような取り組みとして、近隣の公園に出かけて季節の自然を取り入れた遊びや製作を行っている。植物栽培(クロッカスなど)を幼児クラスで行い、野菜の栽培をプランターにて行って、観察画の製作や、収穫して給食や調理保育によって食べる体験を行っている。また昆虫を飼育し、年間を通して観察できるよう配慮している。社会との関わりとしては、市営バスを利用するなどしてイモ掘りに出かけ、その収穫したイモで「おいもパーティー」を行ったり、調理保育の素材として使用したりしている。また年長児が高齢者施設を訪問し、高齢者との交流を行っている他、勤労感謝の日に図書館と市役所、消防署に手作りのプレゼントを持って訪問したり、年2回の小学生との交流で、小学生が企画してくれた遊びを通してふれ合い、交流を行っている。その他、郵便局へ年賀状を出しに行く体験や、消防署員の立会訓練を行い、その後に隣接する消防署で消防車体験を実施するなどの取り組みをしている。また年長児はお泊り保育の買い出しに担任と行き、実際に買い物体験したり、思い出遠足として電車に乗って動物園に行く機会なども設けられている。</p> <p>遊びや生活を通して人間関係が育つ配慮として、乳児会議・幼児会議・クラス会議において子どもと職員の関わり方を検討し、子ども同士のトラブルへの対応についての具体的な検討や、個別月案の配慮において、子どもの情緒の安定やトラブルの多い子どもへの対応方法や配慮を検討している。また「園児や保護者に対してのより良い言葉かけ」といった研修にも参加し、劇遊びなどで譲り合いをテーマにした保育内容に取り組み、子ども同士に体験的に伝える取り組みを行っている。異年齢交流は月に1~2回程度の機会を設け、グループを決めて散歩や遊び、食事(会食)などに取り組んでいる他、延長保育の19時以降は、全年齢の異年齢で過ごしている。社会的ルールとして、お散歩に行く際の交通ルールなどを体験を通して守れるよう指導する他、2歳児くらいからカルタ遊びや集団でのルール遊びを採り入れ、職員が入ってルールを伝えたり、ルールあるゲームを子どもたちが主体的に取り組めるよう指導したりしている。当番活動は3歳クラスから開始し、3~4歳ではテーブル拭きや掃除、朝の会の司会などお手伝い的な内容で、5歳児では給食当番として配膳などに取り組んでいる。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>今後も自然に多く触れ、集団の中でルール、人を思いやる気持ちなどが自然にできるよう、この幼児期を大切にしていきたいと思えます。</p>

I 発達援助の基本		
I-3 保育サービス(ベーシック)		
<p>I-3-3) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。(20)</p> <p>【判断基準】 ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。 イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。 ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てよう努めている。 エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。 オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	評価	a
<p>I-3-4) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。(21)</p> <p>【判断基準】 ア 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないための配慮について、マニュアルや会議などを通じ、職員間での意思統一が図られている。 イ 子どもの態度や服装、遊び方などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。 ウ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配慮している。 エ 職業について、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配慮している。</p> <p>【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	評価	b

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>人権への配慮については、人権擁護等の研修には参加していないものの、「園児や保護者に対してのより良い言葉かけ」と題した研修に職員が参加し、クラス会議において子どもへの言葉かけや叱り方、呼び捨てなどを検討している。またトイレのドアがない箇所については、カーテンをつけて子どもの羞恥心に配慮するなどの工夫をしている。保護者から子どもの生活習慣や状況、家庭事情や意向についてヒアリングするとともに、必要に応じて継続的な記録やヒアリングなどに取り組み、必要な配慮内容の立案や具体的な対応に取り組んでいる。外国籍の保護者をもつ子どもへのケアについては、保護者との相互理解のもと、子どもに意識的に啓発するのではなく、自然な交流を見守り、問題や悩みがあれば保護者と話して対応方法などを検討していることであった。また、宗教食等について要望があれば個別対応し、外国籍の子どもの食文化や家庭での習慣などに配慮し、保護者との相互理解のもとで園生活でのマナーなどを伝えているとのことであったが、今後はそのような話し合いの記録や、具体的な配慮要望などの記録が整備されるよう期待する。</p> <p>性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けない配慮については、現在のところ具体的な保育実践に関する内容や意識啓発は行われていないとのことであったが、保育実践においては、色分けなどで男女の区別をしないよう意識啓発をし、名簿は生年月日順にしているなど、一定の取り組みは確認された。今後は専門的な研修会や園内における事例検討・勉強会など、職員間の意識啓発や知識共有を図り、性差への組織としての考え方をより深め、具体的な日常保育における実践や振り返りに活かしていくことが課題といえる。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>ジェンダーフリーの研修会に参加し、全職員に周知し、組織との考え方を深め、保育に生かしていきたい。</p> <p>誰に対しても、優しい気持ちでそして、自分の気持ちもきちんと伝えられるように指導していきたいと思います。</p>

I 発達援助の基本			
I-3 保育サービス(ベーシック)			
I-3-3(5) 食事を楽しむことができる工夫をしている。(11)			
<p>【判断基準】</p> <p>ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。</p> <p>イ 食器の材質や形などに配慮している。</p> <p>ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</p> <p>エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。</p> <p>オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p> <p>カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。</p> <p>キ おやつは、手作りを心がけている。ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。</p> <p>ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。</p> <p>コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。</p> <p>サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。</p> <p>シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできるような工夫を行っている。</p>			
<p>【総合判断基準】a.よく工夫をしている。 b.概ね工夫をしている。 c.工夫はしているが、不十分である。 d.工夫をしていない。</p> <p>(コについては、地域性により実施が困難である場合は、不適合であってもカウントする必要はない)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 582 1090 730">評価</td> <td data-bbox="1090 582 1182 730">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>食事スペースの確保は、0~1歳クラスではクラス内を区分して落ち着いて食事に向かえる環境を工夫している。2歳児以上のクラスは、テーブルや椅子の設定による食事環境の設定を行い、5歳児は就学に向けた取り組みとして自クラスで給食の配膳当番などにも取り組みながら、時間設定の中で食事を楽しんでいる。食器は磁器で、主食・副菜・汁物などそれぞれに独立した食器を用意、量の調節は個人の傾向に合わせて量を加減して配膳し、お替わりをできるように配慮している。偏食や好き嫌いは強要せず、少しでもチャレンジしたら誉めるといった配慮を行っている。</p>
<p>子どもが落ち着いて食べられる工夫として、0・1歳児ではスペースを区分する他、各テーブルに一人の職員が付いて落ち着けるよう配慮、1歳児クラスからは職員も一緒に食事を摂ることにより、マナーや落ち着いた食事の手本となるよう工夫している。子どもの体格に合ったテーブルやイスを使用し、必要に応じて高さを調節している。遠足などの日には弁当を戸外で食べる体験や、お泊り保育では年長児が戸外で食事を体験したり、おやつ時に園庭の花見を楽しんだりしている。職員組織として食事部を設置し、年1回の親子クッキング、3歳児は年1回の試食会にて給食を食べてみる機会などを保護者に提供している。</p>
<p>行事食として、伝統行事や季節の旬の素材を活かした調理やメニューを提供し、クリスマス時にはケーキのデコレーション体験や、七草粥、冬至のカボチャ料理などの伝統食も体験している。毎日の献立に対して、各クラスから味付け・盛り付け・食品分量・温度・色彩を「評価表」にて評価し、担任からの感想や意見を書いて調理担当者に提出している。食育の一環として、各クラスで野菜の栽培を行い、収穫して給食や調理保育の材料として食べる体験や、年長児ではお当番活動として配膳等にも取り組んでいる。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>
<p>これからも楽しく食事ができるよう、配慮していきます。</p>

評価結果報告書	施設名称 ひろさわ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	--------------	------	--

I 発達援助の基本

I-4 保育サービス(オプション)			
<p>I-4-1(1) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(22)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 授乳は、子どもが欲しがるときに、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。</p> <p>イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。</p> <p>ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。</p> <p>エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。</p> <p>オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。</p> <p>カ 喃語には、ゆったりとやさしく応えている。</p> <p>キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。</p> <p>ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。</p> <p>ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。</p> <p>コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">評価</td> <td style="text-align: center;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>I-4-1(2) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(24)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。</p> <p>イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。</p> <p>ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。</p> <p>エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p>オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</p> <p>カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。</p> <p>キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。</p> <p>(評価実施時点において当該施設に障害児がいない、もしくは入所の見込みがない場合は評価を行わず、その旨付記する)</p>	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">評価</td> <td style="text-align: center;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p> </p>	<p> </p>		
<p> </p>	<p> </p>		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

乳児保育の担当保育士(うち1名は看護師)が決められており、クラス会議で話し合い、個別配慮を織り込んだ月次の指導計画の中で、生活・あそび・人との関わり・言葉、散歩や戸外遊び、季節の流行疾病などに対する具体的な配慮などを策定して、個々の発達状況・体調・気候に合わせて適宜調節しながら保育を行っている。保育室には日々の個別の生活状況を記したチェック表(睡眠・ミルク・食事・排泄・検温等)があり、子ども一人ひとりの状況がわかるようになっている。環境への配慮として「寝る」「遊ぶ」「食べる」の場所を使い分ける工夫を行い、家具やパーティションなどで室内を区分して使用している。0歳児の保育室にはサンルームを設け、適時使用するなどして子どもの健康への配慮を行っている。

離乳食については、入園時に保護者から提供を受けた離乳食に関する調査表や、入園時面接(保育士・看護師・栄養士)での情報、日々の連絡帳、会話等で得た情報等に基づき、個別に段階を進めている。離乳食の食材については初めに家庭で試し、その結果に基づき園で採用している。また体調不良時にはおかゆ等を提供するなどの配慮も行っている。午睡時は必ず保育士が見守り、寝返りのできない乳児への配慮を行うとともに、SIDS対策として、原則として0歳児を対象(個別配慮が必要な子どもには年齢を問わずに実施)に、個別に15分ごとに呼吸チェックを行い、「午睡チェック表」に記録している。

育成児保育については、保護者と連絡帳や送迎時の会話、個別面談等で緊密に情報交換を図るとともに、毎月クラス会議を行い、個別配慮した計画(2ヶ月単位の期間指導計画)に基づき、日々は育成保育日誌に記録して進めている。また市の巡回相談時(年2回)、専門・医療機関(適時)等に相談して助言を受け、個別指導計画に反映している。育成児担当保育士は市内公私立保育園合同の研究会「育成保育担当者会議」に参加して事例研究・保育現場見学・識者講演受講等を行い、報告書を作成するとともに職員会議で報告し、園としての共有化を図っている。保護者には巡回相談の来訪を玄関のボードで知らせ、希望者する保護者に専門家による助言や指導が受けられる配慮をしている。

評価結果をふまえた園のコメント

乳児保育・障害児保育に関わらず、全園児一人ひとりを大切に今後も保育に取り組みます。

I 発達援助の基本	
I-5 一人一人の子どもへの理解・配慮	
I-5-(1) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。(3)	
【判断基準】 a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。 b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。 c) 子どもの発達状況の把握に努めているが、それに配慮した指導計画となっていない。 d) 子どもの発達状況の把握に努めていない。	評価 a
I-5-(2) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。(4)	
【判断基準】 a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。 b) - c) 一人一人の子どもの記録があるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。 d) 一人一人の子どもの記録がない。	評価 a
I-5-(3) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。(5)	
【判断基準】 a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。 b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。 c) - d) ケース会議を開催していない。	評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>毎月のクラス会議で個別の状況について話し合い、0歳児は月間の個人別指導計画に生活、遊び・人との関わり・言葉、散歩や戸外遊び、季節の流行疾病などに対する具体的な配慮などを策定して、担当保育士が個々の発達状況に合わせた配慮を行っている。1~2歳児は月間の個人別指導計画に「子どもの姿」と「保育者の関わり」を策定し、3歳以上児は年間4期にて個人別指導計画を策定している。これら指導計画の反省や評価と、それに基づく次計画への反映や計画の改定などについては、確実に行われることを期待する。また特段の配慮が必要な子どもには、2ヶ月の期間で個別に「期間指導計画案」を策定、基本的な生活習慣に加え、遊び・対人関係・言葉・体力づくり・その他として配慮事項を立案。子どもの姿と取り組みを明記して、その結果は「育成保育日誌」を記録し、毎日の子どもの様子等を基本的な生活習慣・言葉・対人関係・日中の活動ごとに記録している。ただし、育成対象児以外の子どもについては、巡回相談で受けたアドバイスの計画への確実な反映が期待される。</p> <p>一人ひとりの子どもの発達状況については、児童票に3ヶ月ごとに、0歳児は基本的な生活習慣・遊び・言葉・運動発達等を、1~3歳児は基本的な生活習慣・遊び・集団作り・言葉・体力作り等を、4歳児以上は基本的な生活習慣・体力づくり・集団作り・遊び・課業(言葉・自然・音楽・絵画製作)等を、担当が個人別にそれぞれの項目ごとに記録している。個別の目標についてはクラス会議で話し合い、0~2歳児は毎月、3~5歳児は3ヶ月ごとに、子どもの姿や保育士の関わりを「個人別指導計画」に反映して策定している。またこれらの内容は職員会議を通じて職員に周知が図られる。これらの記録・計画類は関係職員全員が閲覧でき、事務室の施錠できる書庫に保管している。</p> <p>毎月のクラス会議において、クラス全体の子どもの個別の発達状況について話し合う中で、日常の基本的な生活習慣・発達・発育・健康・社会性などにおいて遅れや気になる状態がある子ども(育成児を除く)に関する話し合いも行っている。また別に必要に応じてクラスを中心としたケース会議を開き、巡回相談の機会に専門家に相談して助言を受け、対応している。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>子どもの発達状況に合わせた指導計画を考え、必要のある時は、その都度改定をしていく様心がけていきます。</p>

評価結果報告書	施設名称 ひろさわ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	--------------	------	--

I 発達援助の基本

I-5 一人一人の子どもへの理解・配慮

I-5-(4) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。(14)			
<p>【判断基準】</p> <p>ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。</p> <p>イ 「早くしなさい」とせかさず言葉や「だめ」「いけません」など制止する言葉を不必要に用いないようにしている。</p> <p>ウ 子どもの質問に対して、可能な限りその場で対応するよう努めている。</p> <p>エ 「できない」「やって」などと言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。</p> <p>オ 「いや」などと駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</p> <p>カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.子どもをよく受容しようと努めている。b.概ね子どもを受容しようと努めている。c.子どもを受容しようとする努力が不十分である。d.子どもを受容しようと努めていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">評価</td> <td style="padding: 5px; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

I-5-(5) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子ども状況に応じて対応している。(15)

<p>【判断基準】</p> <p>ア 可能な限り、トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるようにしている。</p> <p>イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。</p> <p>ウ 可能な限り、衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。</p> <p>エ 子どもが自分で着脱しやすいうように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。</p> <p>オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。</p> <p>カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようにさせたりしている。</p> <p>キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.一人一人の子ども状況に応じてよく対応している。</p> <p>b.一人一人の子ども状況に応じ、概ねよく対応している。</p> <p>c.一人一人の子ども状況に応じた対応が不十分である。</p> <p>d.一人一人の子ども状況に応じた対応をしていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="padding: 5px;">評価</td> <td style="padding: 5px; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

保護者から子どもの生活習慣や状況、家庭事情や意向について把握するとともに、必要に応じて継続的な記録やヒアリングなどに取り組み、必要な配慮内容の立案や具体的な対応に取り組んでいる。また毎月のクラス会議で個別の状況について話し合い、0~2歳児には月間の個人別指導計画に生活・遊び・人との関わり・言葉やその他必要な具体的な配慮などを策定して、担当保育士が個々の発達状況に合わせた配慮を行い、3歳以上児は年間4期にて個人別指導計画を策定している。また育成対象児には、2ヶ月スパンで個別に「期間指導計画案」を策定し、保育内容や配慮事項を立案、「育成保育日誌」に毎日の子どもの様子等を記録している。ただし、子どもを受容するために必要な専門的研修などの受講については、今後一層の取り組みが望まれる。

子どもの生理現象への対応は、子どもの排便や排尿の間隔などを個別に把握し、子どもにも無理のないように声をかけていくこととしている。また原則として布おむつを使用することで、子どもが自発的に排泄や気持ち悪さを保育士に訴えることを必然的に体験し、保育士がその姿を喜び、受容することで排泄への自発性を促すことの方針である。ただし、その方針や取り組みの意識統一や、職員間での具体的な共通理解の形成について、後日の再確認などのためにもその話し合いの過程などを明確に記録されることを期待する。

生活習慣については、衣服の着脱を0・1歳児クラスでは自分で着替えられるよう保育士が個別に準備してやり、自分でしたいという思いを尊重しながら着替えを行っている姿が観察された。また睡眠に関して、0歳児では月齢や体調、生活表の家庭から情報などを勘案して、午前寝ができるように個別の配慮をしている。午睡は、年長児は就学に向けて2月から徐々に時間や週の回数を減らし、静かな遊び(製作など)に取り組む時間としている。体調不良や疲れが見られる時は無理強いせず、本人の意向や職員の配慮により午睡を取ったり、体を横にして休息したりする時間も設けるなどの配慮を行っている。

評価結果をふまえた園のコメント

一人ひとりの気持ちを今後もできる限り受け止め、十分に子どもと向き合っていきたい。

II 運営管理	
II-1 子どもの健康・安全管理	
II-1-1(1) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。(6)	
【判断基準】 a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。 b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。 c) - d) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。	評価 a
II-1-1(2) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。(7)	
【判断基準】 a) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。 b) - c) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。 d) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達していない。	評価 a
II-1-1(3) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。(8)	
【判断基準】 a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。 b) - c) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュアルなどはない。 d) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。	評価 a
II-1-1(4) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。(9)	
【判断基準】 a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。 b) - c) - d) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていない。	評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>マニュアル「ひろさわ保育園での保健業務」が整備され、保健に係る事項を詳細に定めている。日々の健康状態の確認は、保育士による登園時の視診、保護者からの口頭連絡、連絡帳により行い、必要に応じて「早遅連絡ノート」に記録して毎朝の朝礼で職員に周知し、熱や気になる症状があった場合は看護師に相談するとともに、その後の経過を個別に保育日誌に記録している。ケガの時も同様の対応としている。また必要に応じて担任から保護者に体調変化等に関する情報提供を行っている。薬については、医師の処方薬に限り、1回分を保護者から「お薬カード(飲み薬、塗り薬、目薬別)」と薬・薬剤情報提供書をセットにして預かり、保育士が時間に合わせて対応している。</p> <p>入園時に保護者から提供を受けた出生時や発達の状況・体質、あるいは面談で得た健康に関する情報を「健康の記録」に記録し、入園後の健康状態の記録とあわせて個別の健康管理を一貫して行っている。健康上の配慮が必要な子どもの情報は、個別の状況・対応内容ごとに、クラス会議・職員会議を通じて全職員に周知し、日常の保育に反映対応している。内科健診を、0歳児は2ヶ月に1回、1歳児以上は年2回、全年齢児を対象に歯科健診を年1回、ぎょう虫検査を年2回、身体測定を月1回実施し、その結果を「健康の記録」に担任が記録している。身体測定の結果は、実施のつど「けんこうノート」に記して保護者に伝え、保護者は同ノートに予防接種やかかった病気などを記入して園に伝えている。</p> <p>「ひろさわ保育園での保健業務」に、日常的な感染予防のための衛生管理方法、発生時の対応、感染症に関する出席停止基準、罹患した時の手続基準等を定め、職員会議で職員に周知して実施している。発生時には職員全員に周知を図るとともに、保護者には玄関の掲示物、送迎時の口頭連絡等で伝えている。アレルギー対応は、医師の指示書に基づき実施している。食物アレルギーには、個別に「給食個別対応申請書」等によって対応内容を把握し、調理は「個別の除去食材表」に基づき、配膳の際は「除去食材表」の添付とトレーの区別、名札による識別で点検確認し、配膳ミスを防ぐ配慮をして提供している。原因変化や改善等が見られた場合も医師の指示書に基づき、所定の申請文書の内容に従い対応している。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
一人ひとりの子どもの健康状態を日々留意し、スキンシップを多く取り、家庭との連絡も密に取り安全管理に努めます。

II 運営管理			
II-1 子どもの健康・安全管理			
II-1-(5) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。(50)			
【判断基準】 a) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。 b) - c) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルはあるが、全職員に周知されていない。 d) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがない。	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">評価</td> <td style="width: 50px; text-align: center; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
II-1-(6) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。(51)			
【判断基準】 a) 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。 b) 事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。 c) - d) 事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">評価</td> <td style="width: 50px; text-align: center; font-size: 2em;">a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">評価</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>	評価	
評価			
	<table border="1" style="width: 100px; height: 100px;"> <tr> <td style="width: 50px; text-align: center;">評価</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>	評価	
評価			

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>「災害発生時対応マニュアル」で、災害時の連絡体制・役割分担・二次避難等を定め、「年間避難訓練計画」に毎月の訓練目標(火災・地震・防犯)、想定(早番・遅番・散歩)等を定めて、全職員が参加して避難訓練を実施しており、その中には消防署による指導を年2回(消火器訓練含む)、保護者による引き取り訓練が年1回織り込まれている。毎回の訓練後には各クラスで反省会議を行い、安全部(職員によって編成)に集約して訓練を見直し、課題と対策の共有化を図るとともに、次回の訓練に反映させている。事故については氏名・発生日時・場所・内容等を「事故報告書」に記載するとともに、職員会議に報告して共有化を図り、再発防止につなげている。</p> <p>毎日、クラス担任が子どもを園庭に出す前に「園庭安全点検チェック表」に基づき、園庭遊具・砂場の動物の糞・樹木・危険物等の安全点検を行い、日々の保育室等の安全点検はクラス担任、あるいは担当が行い事故防止を図っている。ただし、保育室等の点検に関しては場所・手順等を定めたチェック表等はないため、今後は園内の状況をふまえ、安全点検箇所・手順等を明示したチェック表等の整備を期待したい。散歩時は「お散歩経路記入表(地図にマークする)」に点検項目を定め(クラス名・職員数・園児数・出発/帰園時間・携帯電話、お散歩リュック等)、実施している。「お散歩リュック」には救急セット・タオル・紙おむつ・着がえ・ティッシュ等の緊急グッズが入っており、職員が毎日点検している。</p> <p>平屋で、保育室を結ぶ廊下が園庭に面し、園児の出入りのための開放部が多い点、また玄関入口の見通しも考慮して、不審者侵入対策として監視カメラを4台設置、事務室のカラーモニターで常時確認できる体制をとっている。なお平成20年度は市が開催した危機管理研修に全職員が参加し、事故や災害を含む種々の危機管理への取り組みについて共有を図っており、市から連絡される不審者情報は事務室と玄関ホールに掲示し、職員と保護者が情報の共有を図るようにしている。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>万が一、災害・事故等があった場合でも、訓練をしていることを冷静に判断し、職員間で声を掛け合い対処したい。チェックリスト等ももう一度見直します。</p>

II 運営管理	
II-1 子どもの健康・安全管理	
II-1-(7) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。(28)	評価 b
【判断基準】 a) 虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。 b) - c) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。 d) 虐待などの早期発見に努めていない。	
II-1-(8) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。(29)	評価 a
【判断基準】 a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。 b) - c) - d) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。	

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
園としての対応マニュアルは作成しておらず、市作成・県作成のマニュアルについても保存していない。また虐待対応等に関する園内研修なども特に行っていない。保育士が県主催の虐待関連研修に参加しており、報告書が提出されている。ただし、その成果の共有は各クラスへの報告書コピーの配付によっており、閲覧確認や会議等での報告は行われていない。今後は園の保育の流れや実態などをふまえ、発見のチャンス、子どもの言動や態度、身体的特徴など、虐待・育児放棄などを発見するための視診・観察の基準等や組織内外の連絡体制などを園として示したマニュアルの作成、およびその周知の取り組みにより、個々の職員の経験や判断のみによらない、組織としての発見・対応の仕組みづくりを期待したい。
虐待の疑いが発見された場合は、発見者から園長に報告されるとともに、昼の報告会などで共有が諮られる慣例となっているとのことであり、市こども福祉課を通じて家庭児童相談室、児童相談所などと連携を図る仕組みとなっている。また実際の連携事例も見られ、適切な対応に努めていることがうかがわれる。

評価結果をふまえた園のコメント
園として虐待マニュアルを作成し、組織内外の連絡体制などをもう一度確認し実施していく。

II 運営管理			
II-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション			
<p>II-2-1(1) 情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。(48)</p> <p>【判断基準】 ア 園だより、クラスだより等を配布している。 イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫がみられる。 ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。 エ 園外向けの掲示板やポスター等で、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。 オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。 カ 園の運営状況等についての情報を求めに応じて公開できるようにしている。 キ 提供された情報は、園の理念・方針や運営状況、サービス内容やその提供状況を適正に伝えるものとなっている。 【総合判断基準】a.情報提供をよく行っている。 b.情報提供を概ねよく行っている。 c.情報提供をあまりよく行っていない。 d.情報提供を行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>II-2-1(2) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。(25)</p> <p>【判断基準】 a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行ったりしている。 b) - c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っているが、相談や個別面談には応じていない。 d) 一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<p>II-2-1(3) 日々の給食の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。(10)</p> <p>【判断基準】 a) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。 b) - c) 日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。 d) 日々の献立を保護者に示していない。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>a</td> </tr> </table>	評価	a
評価	a		
<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td></td> </tr> </table>		評価	
評価			

<p align="center">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p>
<p>見学希望者等には、保育理念・目標・内容、定員、保育時間、事業、行事などを多色刷り・イラスト入りでわかりやすく伝わるよう配慮したパンフレットを提供している。保護者には入園説明会時に「園のしおり」で、前記の事項に健康管理・給食・持ち物・手続き事項等を加えた詳細な情報を提供し、入園後は毎月の園便り・クラス便り・献立表・保健便り・栄養便りなどできめ細かく提供している。また、玄関ホールには保育理念・目標、職員紹介、給食サンプル・献立表、幼児クラスの日々の活動状況、不審者情報等の保育に関わる情報の他、保護者会からのお知らせ、市の情報(家庭児童相談室、子育て通信等)等を掲示して伝えている。園の運営状況等の情報開示については、主に年2回の「運営委員会」で行っている。</p>
<p>連絡帳として0~2歳と3歳以上児用とがあり、0歳用、1・2歳についてはそれぞれ書式が定められている。1・2歳は食事内容、健康状態、家庭での様子を記入、記入項目を定めた書式で毎日やり取りし、0歳用はこれに加えて時間帯ごとの生活リズムが記入される。3歳以上用は自由野のノートに所定の記入項目(検温・排便・朝食・睡眠・公園予定時刻と夜食の要否・連絡事項)について保護者が毎日記入し、その他の連絡事項が必要に応じて記入される。あわせて、その日の各クラスの活動内容を玄関のホワイトボードで伝えている。個人面談は3~5歳に年1回実施し、0~2歳児は毎日のコミュニケーションに加え、保護者から要望があれば対応している。面談の内容は所定の書式にクラスごとに記録され、職員間の情報共有として、クラス会議の中で報告などが行われている。</p>
<p>献立表は毎月配付し、給食の実物サンプルを展示している。3歳未満児までは、連絡帳にて給食の喫食状況について保護者に連絡し、体調不良時には口頭で様子を伝えている。その他、偏食や好き嫌いの克服などのエピソードを未満児は連絡帳を中心に保護者に伝えるとともに、3歳以上児などでは口頭にて伝え、子どもの成長の実感を園と保護者と共有するとともに、家庭でも子どもが誉めてもらえるよう機会づくりを行っている。</p>

<p align="center">評価結果をふまえた園のコメント</p>
<p>保護者とのコミュニケーションも連絡帳でしているが、できる限り口頭で伝えられるよう努力している。</p>

評価結果報告書	施設名称 ひろさわ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	--------------	------	--

II 運営管理	
II-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション	
II-2-4) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に周知されている。(26)	
【判断基準】 a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に共有されている。 b) - c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されているが、関係職員に共有されていない。 d) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。	評価 a
II-2-5) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。(49)	
【判断基準】 a) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。 b) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。 c) - d) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っていない。	評価 a
II-2-6) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。(27)	
【判断基準】 a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。 b) - c) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。 d) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。	評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
<p>家庭の状況については、入園時に保護者から提供を受けた情報を、個別に「児童票」に記録するとともに、個別面談で得た情報は「個人面談記録」に記録している。この記録は関わる職員全員が閲覧でき、事務室の施錠できる書庫に保管している。毎日の長時間保育に向けた時間帯ごとの担当職員間の申し送りは口頭連絡及び「早遅連絡表」への記録と各職員による確認によって行われ、「早遅連絡表」には対応後にチェックを入れるルールとしている。内容によっては、クラス会議・職員会議で周知を図り、議事録に残している。何らかの理由で会議に出席できなかった職員には議事録の写しを回覧して周知を図っている。</p>
<p>クラス別の懇談会を年2回行い、各クラスとも年間の行事やクラスの状況、園からの依頼事項などの説明とともに、保護者同士の意見交換も行っている。出欠確認のアンケートで事前に質問や意見を募り、実施後にはクラスごとに保護者にまとめた資料を配付するとともに、共有すべきことがあれば直後の報告会や各会議で報告を行っている。年2回の運営委員会(園代表・法人役員・保護者代表・民生児童委員・市こども福祉課)では委員からの意見の聞き取りにより要望・意向を把握し、内容は保育士会議での共有の他、議事録の掲示によって保護者にも伝えている。苦情解決制度が設置され、意見箱の設置と要綱の制定はなされているが、保護者への周知に関しては、入園時に口頭で説明しているとのことであるものの、書面による明示や園内での掲示等はなされておらず、受付担当者・解決責任者、第三者委員(市の民生児童委員)の氏名や第三者委員の連絡先などの周知状況については課題が残されている。保護者が直接ないしは匿名で意見・要望を園に伝える手段としてはさらなる取り組みが待たれる状況である。</p>
<p>保育参加は随時希望を受け付けている他、育児相談等も希望があれば可能としており、その旨は年度当初に配付する年間行事予定表に記載している。また3歳以上児については12月の懇談会で保育参観も行っており、保育の様子を保護者に見てもらっている。</p>

評価結果をふまえた園のコメント
<p>今後も保護者との情報交換がたくさんできるようにしていきます。</p>

II 運営管理	
II-3 人材育成	
II-3-(1) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。(46)	
【判断基準】	
a) 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握し、適切な研修機会の確保を行っている。	
b) 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。	
c) -	
d) 職員の研修機会を確保していない。	
評価	b
II-4 守秘義務	
II-4-(1) 守秘義務の遵守を周知している。(47)	
【判断基準】	
a) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程が定められ、遵守すべき事項を周知の上、実施されている。	
b) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程は定められていないが、遵守すべき事項が周知され、実施されている。	
c) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、遵守すべき事項が周知されているが、実施されていない。	
d) 保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。	
評価	a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
園内研修として、職員会議の中で当年度の保育について、育成時の対応についてなどテーマを設け、検討を行っている他、外部から講師を招いての研修も行っている。また別に自治体や関連団体等主催の研修や市内他園で実施される研修などに各職員を参加させ、保育手法や育成保育、発達支援、社協による職層別の職員研修、音楽指導等に関する研修を受講している。参加後には会議や報告会で報告し、成果の共有を図ることとしているが、その徹底状況については課題と認識されている。また報告書の提出が行われるものの、その閲覧状況の確認等は行っていない。組織内での研鑽の共有という点では、さらなる取り組みを期待したい。基本的には研修ごとに内容の専門性や本人の要望に応じて派遣を決定しており、個々の職員の資質や必要な研修は実態としては把握がなされているものと判断できるが、職員個別の目標管理や育成計画の策定などは行っていない。なお、市こども福祉課の取り組みとして、保育園の危機管理に関する全8回の研修プランがあり、21年1～2月に実施し、公私立問わず保育園職員が参加可能として、保育園職員として危機管理意識の向上と啓発を図っている。
守秘義務については、就業規則第10条に「服務上の厳守事項」として規定されている。また「守秘義務についてのマニュアル」を策定し、業務上知り得た子どもや家庭に関する秘密の内容を、生年月日をはじめ、住所や電話番号など対象情報を例示して周知している。また「個人情報決められた場所に保管する」として、一定の場所なども指定している。その他、職務上知り得た情報を漏らさないことや個人情報の外部持ち出し禁止などを明示し、就業時には労働契約書、誓約保証書の中で個人情報保護等について誓約している。ただし、保育室内における情報の管理状況において、職員デスク上の書類等や連絡帳など、一部に個人情報やプライバシーの保護の観点からルールを検証と徹底が望まれる点も見られており、今後の取り組みが待たれる。またそれらを含めた情報の利用の目的やルールに関し、保護者との意思確認の仕組みの確立についても、あわせて検討を期待したい。

評価結果をふまえた園のコメント
個人の研修計画を立て、それに基づいた研修に積極的に参加し、年度末に保育に生かされたかどうか自己評価を行う。

評価結果報告書	施設名称 ひろさわ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	--------------	------	--

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

Ⅲ-1 多様な子育てニーズへの対応	
<p>Ⅲ-1-(1) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。(30)</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 多様な子育てニーズの把握と、それに対応した計画策定と実施、関連機関との連携、職員の資質向上のための教育が適切に行われている。</p> <p>b) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映させている。</p> <p>c) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを事業に反映させていない。</p> <p>d) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。</p> <p>(取り組みの結果把握したニーズが現行のサービスの範囲内にとどまっている場合は、挙証材料による事実確認ができればaとしてよい)</p>	<p>評価 a</p>
<p>Ⅲ-1-(2) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。(31)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 電話やファクスなどによる子育て相談を行っている。</p> <p>イ 来園による子育て相談を行っている。</p> <p>ウ 育児情報の提供を行っている。</p> <p>エ 地域の子育て家庭の親子が定期的集まる機会を設けている。</p> <p>オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。</p> <p>カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。 c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。</p> <p>(地域性により、上記取り組みの実事例に乏しい場合は、取り組みのための体制が整っていることの実事確認ができれば、実施されていると判断してよい。また、上記取り組みのうち実施の必要がない、もしくは困難であると判断できるものは、基準から除外し、不適合にカウントしない)</p>	<p>評価 a</p>
<p>Ⅲ-1-(3) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。(32)</p> <p>【判断基準】</p> <p>ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。</p> <p>イ 一時保育のための担当者が決められている。</p> <p>ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。</p> <p>エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。</p> <p>オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。</p> <p>【総合判断基準】</p> <p>a.一時保育の内容や方法によく配慮している。</p> <p>b.一時保育の内容や方法に概ね配慮している。</p> <p>c.一時保育の内容や方法に対する配慮が不十分である。</p> <p>d.一時保育の内容や方法に配慮していない。</p>	<p>評価 a</p>
<p>※ 一時保育を実施していない施設は本項目の評価を行わず、その旨付記する。</p>	

ミニ子育て支援「ひだまりっこ」として園独自に調理保育、泥んこ遊び、離乳食試食会を実施、別に市の事業として年間8回実施している園開放「あそぼう会」を実施しており、利用者にアンケートを実施して行って要望や意向を把握し、離乳食試食会など、事業にも反映させている。また法人内の研修として法人で運営する一時保育室での内部研修があり、職員を派遣している。さらに法人にて、別施設で子育て支援センターを運営しており、園との合同会議を定期的に行い、互いの状況の共有を図っている。

地域の子育て親子からの相談受付については、「あそぼう会」「ひだまりっこ」利用者などからの相談に応じる他、育児・栄養相談等を随時受け付ける旨を市の保育園案内に明記している。玄関ホールには地域の子ども家庭支援センター、児童館など関係機関から案内・便り、市地域子ども防犯ネットの防犯情報や警察署の不審者情報、各種イベントやスポーツクラブ等の情報等を掲示・配布し、来園者・見学者など地域への情報提供につなげている。地域の子育て家庭が交流する機会としては「あそぼう会」「ひだまりっこ」があり、さらに園の夏祭り・運動会では5歳児がポスターを製作、市内の掲示板等に掲示して地域の親子にも参加を呼びかけ、ゲームや競技などをともに楽しんでいる。

一時保育は0歳児の緊急一時預かりのみ実施しており、在園の0歳児と同じ保育室・カリキュラムにて提供している。法人の支援センターに勤務経験のある保育士が担当者となり、利用開始時に担当者が面接を行って「一時保育室児童状況表」に家庭状況や心身状況を記録するとともに、離乳食についても別の書式に記録して、個別にファイル管理している。保護者との情報交換・共有に関しては送迎時の会話とともに個々に連絡帳を作成し、活用している。

評価結果をふまえた園のコメント

支援センターより地域のニーズなどを聞き、今、どのような子育て支援が必要かを話し合い提供できればと考えています。

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携	
Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携	
Ⅲ-2-1(1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。(33) 【判断基準】 a) 地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。 b) - c) 地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。 d) 地域の関係機関についての情報を収集していない。	評価 a
Ⅲ-2-2(2) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。(34) 【判断基準】 a) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。 b) - c) - d) 医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。	評価 a
Ⅲ-2-3(3) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。(35) 【判断基準】 a) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。 b) - c) - d) 児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。	評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
市こども福祉課と市内の各園については連絡先が一覧化されて事務室に掲示され、それ以外の各機関等についても常時参照または連携できる状態となっている。 子どもの健康状況については、嘱託医に相談、連携をとる体制を組んでいる。嘱託医には乳児健診・内科健診を依頼する他、健診時には日常のやり取りや連絡帳を通じて寄せられた保護者の健康に関する相談にも応えている。緊急の場合で医師の受診が必要になり、保護者から病院の指定がない場合は、園長が嘱託医に受診を要請、あるいは指示を仰ぎ、状況のわかる保育士が付き添って子どもを嘱託医のもとに搬送することとしている。また外科的なことについては、別途、外科医と連携体制を組んでおり、緊急の場合には同様の対応を行っている。 市こども福祉課を通じて家庭児童相談室(家児相)と連携し、事案に応じ、家児相を通じて児童相談所や市保健センター等と連携を図る仕組みとなっている。市の巡回相談が年2回あり、臨床心理士と家庭児童相談員が来園して発達支援、育成(障がい児)保育に関する助言や相談対応を行っている。また掲示等によって保護者に来園を知らせ、気になることがある場合は対応できる旨を伝えている。

評価結果をふまえた園のコメント
他機関との連携をこれからもきちんと体制を整えていきます。

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携	
Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携	
Ⅲ-2-(4) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。(36)	
【判断基準】 a) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。 b) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会、もしくは職員間の話し合い、研修などの連携の機会を設けている。 c) - d) 小学校との間での小学生と園児の交流または職員間の連携について、機会を設けていない。	評価 a
(地域や自治体の事情等により、小学校との交流・連携が困難である場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	
Ⅲ-2-(5) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。(37)	
【判断基準】 a) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。 b) - c) - d) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。	評価 a
Ⅲ-2-(6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。(38)	
【判断基準】 a) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。 b) - c) - d) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。	評価 a

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)
市の学童保育クラブや近隣の小学校との交流として、5歳児が訪問して合同の運動会に参加したり一緒に遊んだりしている。今年度は実績がないが、過去には小学生の来園実績もあるとのことである。職員同士の交流としては、就学に備え、保育士が小学校を訪問している他、過去には小学校から教師が次年度入学する園児の様子を見に来園するなどしているが、小学校長の考え方等にもより、毎年定期的に行われるわけではないとのことである。他に市内の保育園職員による勉強会「保育問題研究会」において、小学校教諭を招いての交流会を実施しており、就学にあたっての相談や意見交換などを行うとともに、保育園が小学校に対して就学園児の情報を引き継ぐための書式として全国で検討が進められている「児童保育要録」に関して、市内の保育園園長会で小学校との合同会議を行っている。また市の取り組みとして、小・中学校教諭が初任者研修の一環として保育園を訪れている。
児童・民生委員が園の運営委員、苦情処理第三者委員を務めている他、地域の自治会の祭り等では子ども達が山車を引くなどしている。また幼稚園・保育園の他、地域の小中学校及び養護学校などが連携したネットワーク「和光市心の教育推進会議」に担当者を決めて参加し、「あいさつ運動」「花いっぱい運動」など、連携した取り組みを行っている。その他、市内の高齢者施設「福祉の里」との交流が年1回行われており、5歳児が施設を訪問し、歌や演奏のプレゼント、ふれあい遊びなどを行っている。
住宅の密集地帯に立地する園ではないため、近隣住宅等への挨拶状等は作成していないが、夏祭り際には近接する役所や消防署に書面や口頭で挨拶や依頼をしている。また夏祭りを含め、主な行事の際には入口門横の市掲示板にポスターを掲示するなどしている。隣接の消防署からは緊急時などの一時駐車スペース提供、日頃からの安全監視といった協力を受けている他、近隣の和光第二中学校が緊急時の避難場所となっているなど、地域資源の協力を得ている。
評価結果をふまえた園のコメント
和光市全体でもう少し小学校との連携を取っていこうと話し合いをしています。

評価結果報告書	施設名称	ひろさわ保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	---------	------	--

Ⅲ 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

Ⅲ-2 地域住民や関係機関・団体との連携	
Ⅲ-2-(7) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。(39)	
【判断基準】	
a) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。	
b) -	
c) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。	
d) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。	
(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	
評価	b

中学生が職業体験または家庭科の授業の一環として来園している。職業体験については主任を担当し、書面にまとめた資料はないが、注意事項などをオリエンテーションで説明している。守秘義務や個人情報保護についても説明しているとのことであるが、確実な説明と意識の徹底を図る面では、改善の余地もあると思われる。受け入れのつど、朝礼や報告会の中で来園の旨は伝えているが、意義・方針については長年行っていることで、必ず改めて話をするというわけではない、との説明があった。新入職員などには各クラスでの伝達に委ねている状況で、方針や受け入れの意義、受け入れの手順について、明文化されたものはない。

実習生についてはオリエンテーション内容や実習開始に向けた担任との相談内容を記入する書式を作成、事前に担当者(主任)を担当が相談した上で受け入れている。受け入れのつど、朝礼や報告会の中で来園の旨を伝え、来園者(保育実習生・看護実習生・教職員初任者研修・家裁調査官研修)によって方針などを説明しているとのことである。担当者(主任)のコメントからは園としての意義・方針が明確に意識されていることがうかがわれたが、書面等への明文化はされておらず、実態としては理解はされていると思われるものの、組織内での共有に向けた仕組みづくりも検討を期待したい。

Ⅲ-3 実習・ボランティア

ボランティアに関しては去年・今年と来園実績はない。受け入れ態勢の整備や意義・方針の職員間の共有については中学生の職業体験と同じ状況とのことで、今後の来園依頼に向けた組織としての取り組みが待たれる。なお、保育参加として来園する保護者に対する守秘義務等の注意事項のオリエンテーションは行っていないとのことで、ボランティア・実習生等への取り組みと同様の配慮が望まれる。

Ⅲ-3-(1) 実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。(40)	
【判断基準】	
a) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。	
b) -	
c) 実習生を受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。	
d) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。	
(地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	
評価	b

評価結果をふまえた園のコメント

Ⅲ-3-(2) ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。(41)	
【判断基準】	
a) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。	
b) -	
c) ボランティアを受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。	
d) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。	
(園の方針や地域の事情などからボランティア受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)	
評価	b

実習生に対するオリエンテーションマニュアルはあるが、ボランティア、職業体験の学生に対するマニュアルが作成されていないので、早急にマニュアルを作成していく。